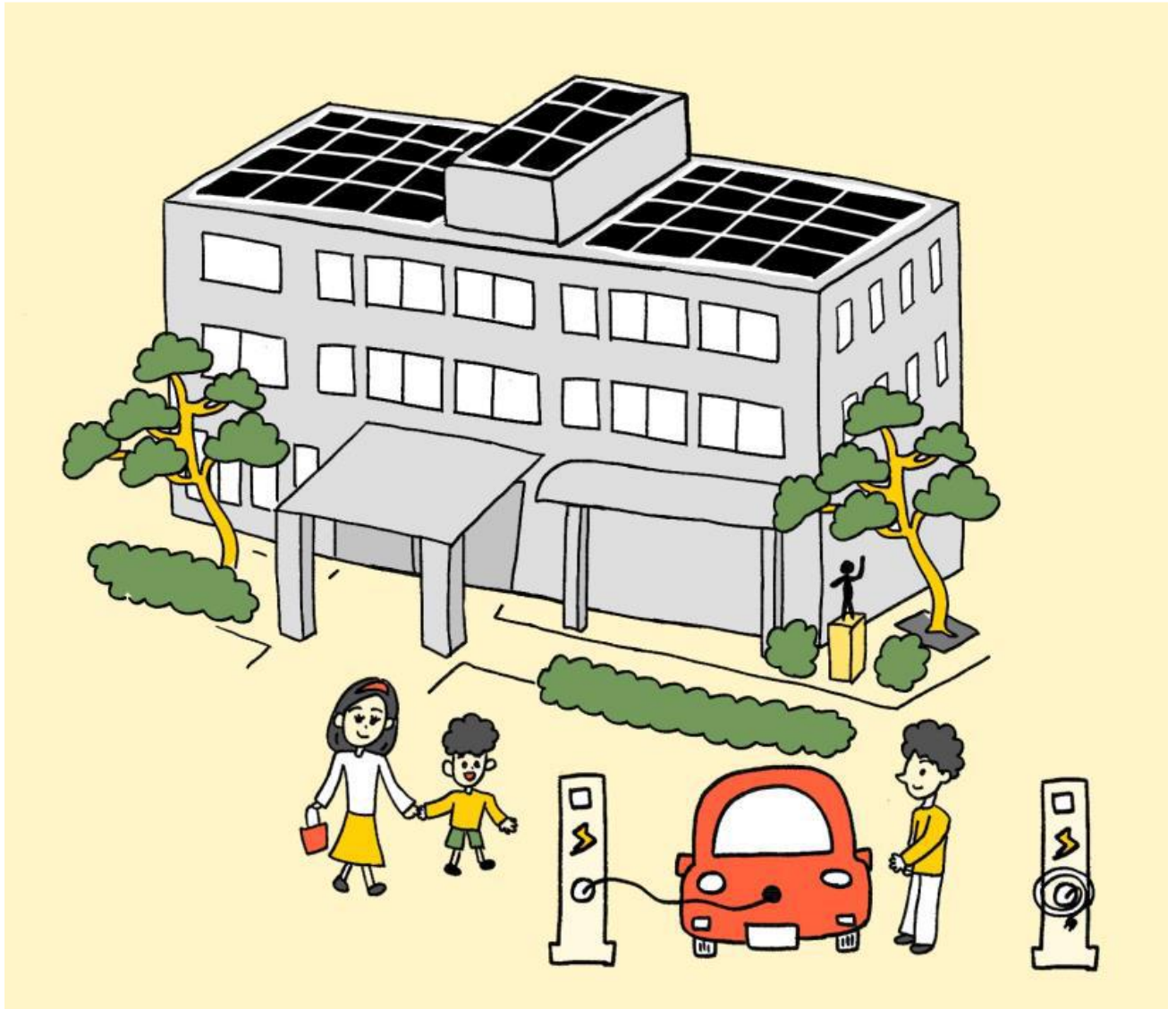


松川村地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)



2024年「令和6年」4月

松川村

■目次

1. 背景	2
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2. 基本的事項	4
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	5
(1) 温室効果ガス総排出量	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組み	7
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	8
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC（1.5℃特別報告書）によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑

戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組みやイノベーションを促すことを狙い、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置き他家消費型の太陽光発電、公共施設等業務ビルにおける徹底した省エネ、再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化※¹誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

続いて10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	部門別				
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%	
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.06	0.56	▲47%	▲27%	
HFC等4ガス（フロン類）	1.34	1.15	▲14%	▲8%	
HFC等4ガス（フロン類）	0.39	0.22	▲44%	▲25%	
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)	
二国間クレジット制度（JCM）	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。				-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

また、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化※1、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

※1「ZEB化」

「電気や熱等のエネルギー使用量を減らすために、高い断熱性能の壁や窓、電力消費の少ないLED照明等の省エネ機器を駆使し、それでも減らせない分を太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用して賄うという考えで設計・建設された建物。」

2. 基本的事項

(1) 目的

松川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「村事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、村が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減するため策定するものです。

(2) 対象とする範囲

村事務事業編の対象範囲は、村の事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

村事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO2）とします。

(4) 計画期間

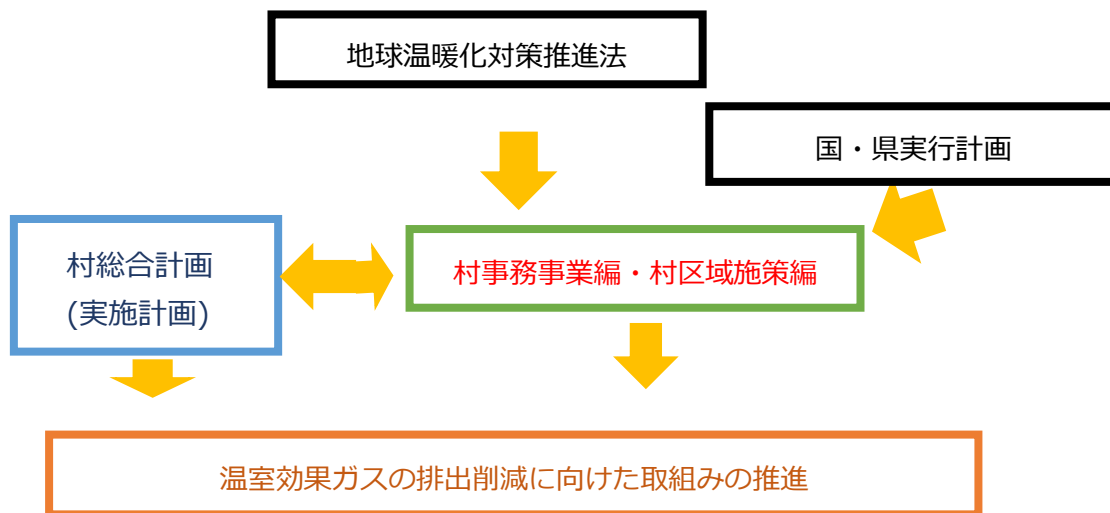
2024年度から2030年度末までを計画期間とします。また、必要があれば計画開始から4年後の2027年度に、計画の見直しを行います。

項目	年 度									
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準年度	計画策定	計画開始			計画見直し			目標年度	
計画期間			▶							

計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

村事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。



村事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2022 年度において、1, 590(t-CO₂)となっています。(令和 4 年 3 月 環境省 地方公共団体実行計画「事務事業編」策定・実施マニュアル本編等により算定)

施設別では、福祉施設(松香荘、ゆうあい館、保健センター)が全体の 28%を占め、次いで上下水道施設(松川浄水苑、上水道揚水ポンプ)26%、学校等施設(南北保育園、小中学校)23%、庁舎等施設(役場庁舎、すずの音ホール、子ども未来センター)15%、その他施設等が 8%となっています。

また、エネルギー種別では、電気が全体の 69%を占め、次いで灯油 27%、公用車燃料 3%(ガソリン・軽油)、ガス(LNG)1%となっています。

…その他施設等の内訳

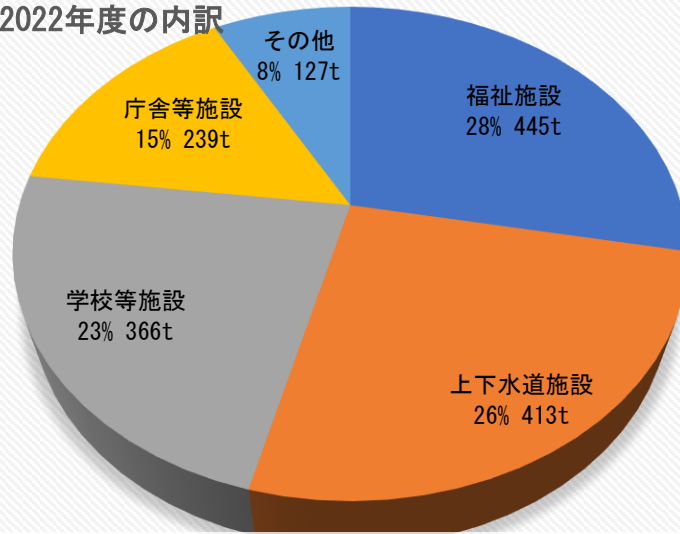
- ・ふれあい館・セピア安曇野・かぶろ会館・社会就労センター・農村婦人の家・グリーンワークまつかわ・南部会館・スポーツプラザ・中部、西原防災倉庫・ちひろ公園体験交流館・公園・公衆トイレ・道路照明他

④指定管理施設(すずむし荘、道の駅寄って停まつかわ)は除外。

④松川浄水苑は松川村分として全体排出量の 57%を計上。

施設別温室効果ガス総排出量

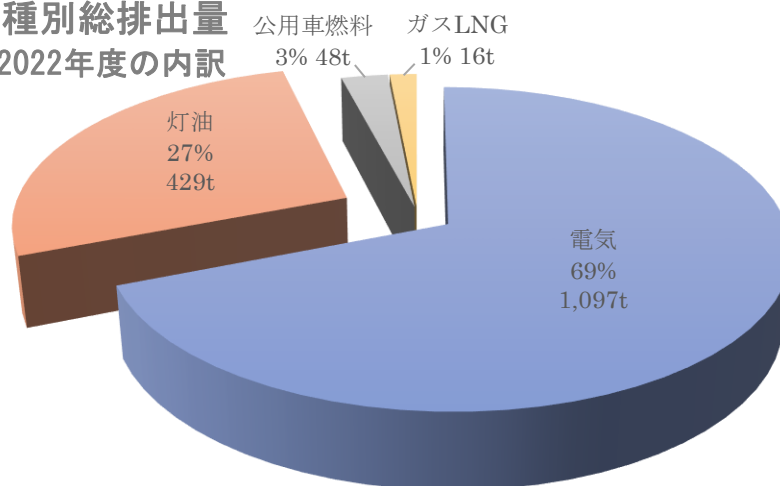
1,590t-CO₂/2022年度の内訳



■福祉施設 ■上下水道施設 ■学校等施設 ■庁舎等施設 ■その他

エネルギー種別総排出量

1,590t-CO₂/2022年度の内訳



■電気 ■灯油 ■公用車燃料 ■ガスLNG

4. 温室効果ガスの排出削減目標

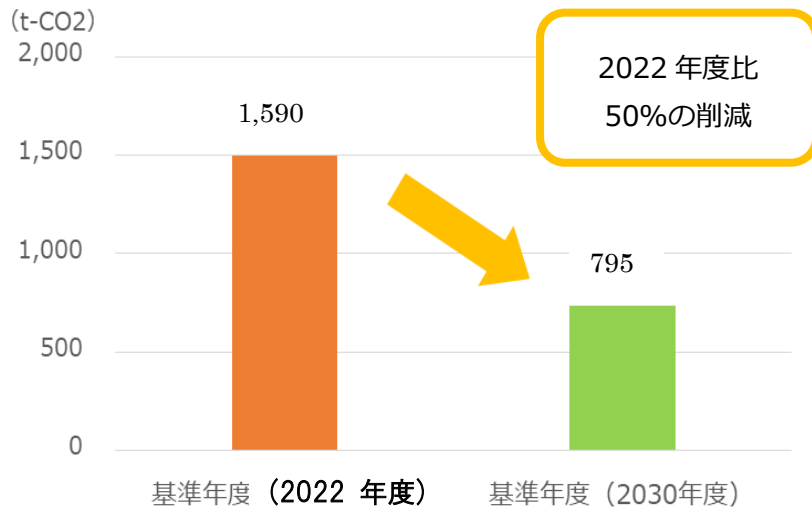
(1) 目標設定の考え方

国・県の実行計画等を踏まえ、村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2022年度）比で50%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標



項目	基準年度 (2022 年度)	目標年度 (2030 年度)
温室効果ガスの排出量	1,590 t-CO2	795 t-CO2
削減率	-	50%

5. 目標達成に向けた取組み

(1) 取組みの基本方針

- ① 温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・ガス(LNG)・ガソリン(軽油)使用量の削減に取り組めます。
- ② 再生可能エネルギー設備の導入、建築物の ZEB 化、公用車の電動化等について検討を進めます。尚、詳細は村実施計画によります。
- ③ 村内で水力により発電された電気の一部を、トラッキング付非化石証書※2として、取引することにより、温室効果ガス削減目標の達成を目指します。

※2「トラッキング付非化石証書」

「非化石電源により発電された電気が持つ価値を証書化したもの。尚、トラッキング付とは非化石電源の電源種別、発電場所、運転日等の情報が付与されていること。」

(2) 具体的な取組み内容

① 施設管理者・利用者の取組み

職員や施設を利用する者への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組みをさらに推

進めます。

- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 節水、ゴミの減量・分別、資源化をさらに進めます。

② 再生可能エネルギーの導入と化石燃料由来の設備等の更新

太陽光発電や木質バイオマス等、再生可能エネルギー設備の導入を積極的に検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。

化石燃料を使用する熱源設備や公用車は、電化とエネルギー効率の高いものを検討することで、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 太陽光発電設備が搭載可能な公共施設は、設置を推進します。
- 木質バイオマス等を活用した設備を検討します。
- 化石燃料を使用した熱源設備(温熱、冷熱)は電化を検討します。またヒートポンプ等の高効率、省エネルギー型の設備を検討します。
- 各公共施設は ZEB 化を検討します。
- LED 照明の導入をさらに推進します。
- 公用車の電動化等を引き続き推進します。

③ 非化石証明の利活用

エネルギー供給構造高度化法(高度化法)による、非化石電源により発電された電気が持つ価値を証書化した、非化石証明書を電力小売り業者から購入することにより、計画の目標達成を目指します。

- 村内の水力により発電された再生可能エネルギーである電気の一部が、村の公共施設等で使用され、温室効果ガスの排出が削減されていることを、非化石証明書「トラッキング付き」の取引により証明できるよう検討します。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

① 庁内委員会

村長を委員長、副村長を副委員長とし、各課及び各施設の対策推進責任者(各課長等)で構成し、取組み方針の指示を行います。また、村事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 庁内委員会事務局

住民課長を事務局長とし、生活環境係は庁内委員会の運営事務の全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

(2) 点検・評価・見直し体制

村事務事業編は、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段

階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組みに対する PDCA を繰り返すとともに、計画の見直しに向けた PDCA を推進します。

① 毎年の PDCA

村事務事業編の進捗状況は、事務局が結果を整理し、庁内委員会に報告します。庁内委員会は進捗状況の点検・評価、公表を行い取組み方針の決定を行います。

② 見直し予定時期までの期間内における PDCA

庁内委員会は進捗状況を確認し、見直し予定時期（2027 年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には村事務事業編の改定を行います。

PDCA のイメージ

